

(財政金融委員会)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一五号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、加盟国の復興又は開発を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について国債による拠出を可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際復興開発銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、同銀行の加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。
- 二、政府は、外国通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。